

県民生活審議会
第1回 参画・協働推進部会議事録

日時 平成18年7月24日(月) 16:40～18:20

場所 兵庫県公館 第2会議室

出席者 委員：鳥越会長、小西部会長、岡田委員、北野委員、阪井委員、
神舎委員代理、野崎委員、西山委員代理、由良委員
県：藤原県民政策部長、木村地域協働局長、藤原参画協働課長、
沖本参画協働システム係長

議事

- ・ 参画・協働推進部会の運営について
- ・ 平成17年度「参画と協働関連施策の年次報告」(案)について
- ・ 県民向け「参画と協働ガイドブック(仮称)」、
職員向け「参画と協働施策実施のガイドブック(仮称)」の作成について

内容

1 開会

(事務局)

開会にあたりまして、本年4月に着任いたしました県民政策部長よりご挨拶申し上げます。

(部長)

先ほど諮問させていただいた「地域コミュニティの再生」ですが、コミュニティというのは、本当に奥が深くて難しいものだと思います。

これに関して、私が印象に残っていますのは、先日、県民交流広場のキックオフ・セミナーに出席した時に、郡部で県民交流広場に取り組んでいる方が、「ふるさとで死にたい、それがこの地域の人々の願いです」とおっしゃっていたことです。そういう地域にするにはどうしたらよいかが一番大事なことと思っています。

なかなか大変なテーマだと思いますが、21世紀の兵庫県政の柱に据えていくようなご提言をいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はまず、「年次報告」などに関するご審議をお願いしたいと存じます。

(事務局)

《県幹部職員紹介、出席委員紹介》

《資料確認》

それでは、ここからの進行は部会長にお願いいたします。

2 議事

(部会長)

議事に入る前に、私の代理である副部会長を指名したいと思ひます。本日はご欠席ですが山下委員にお願いしたいと思ひます。事務局から伝えておいてください。

それでは、早速ですが議事に入ります。本日の議題は大きく3つです。1つは参画・協働推進部会の運営、2番目は平成17年度「参画と協働関連施策の年次報告」(案)について、3番目が県民向けと職員向けのガイドブック(仮称)の作成についてです。それぞれ関係しますが、議事進行は3つに分けて議論していただきたいと思います。

それでは1つ目の議事について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《参画・協働推進部会の運営について、資料1、2を使って説明》

(部会長)

事務局からの説明について、ご意見あるいはご質問をいただきたいと思います。

初めての方もおられますので、まず確認しておきます。平成17年度は、参画・協働条例の施行から3年以内の検証をしました。検証した結果は、条例の中に反映されていないのですか。例えば、いつまでに検証を行う等という文言は入れないのですか。

(事務局)

昨年度に実施した3カ年の検証の報告では、条例本文や構造を変更する必要はなく、基本的な仕組みはそのままで、具体的な施策を進めていくベースとなる「支援指針・推進計画」について、内容を充実・補強していく形でまとめています。

条例の附則には、「施行後3年以内に検証」することが書いてありますが、法制上、これを削除する必要がないので、条例は特に変更していません。

(部会長)

確認しておきたいのですが、平成17年度に検証をして、また3年後に検証をするということですか。

(事務局)

条例の規定によると、条例施行から3年以内に検証を行うこととなっていますので、昨年度の検証によって、条例附則の義務づけは終了したということになります。

条例上、検証を行う新たな義務づけはありませんが、条例に基づき作成する年次報告で毎年フォローを行うとともに、18年度から22年度の5年間を期間とする「支援指針・推進計画」が満了する平成22年度を次の節目として、検証を行う予定です。

(部会長)

「支援指針・推進計画」は改定するけれども、検証は別にしないということですか。

(事務局)

そうではありません。参考資料3：(改定版)「支援指針・推進計画」のP3の下から2行目に、「平成22年度には、参画と協働関連施策の効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます」とあります。この「必要な措置を講じます」という文言は、条例附則の文言と同じです。

平成 22 年度には、検証を行います。検証をして、条例を少し変えた方がいいのではないかということになれば、必要な措置として条例を変更しなければいけないでしょうし、条例自体は変えずに、「支援指針・推進計画」を改定する、あるいは個別具体の施策で対応するということもあり、いろいろな対応が考えられます。

(部会長)

将来的には、今説明があったような形で進めていくことになりましたがよろしいですね。

それと、年次報告は毎年作成しますが、5、6月くらいからの作業になるわけです。3年以内の検証は、17年度中頃までの状況を踏まえての検証なので、17年度後半を含めた検証は、今回用意している年次報告になります。

スケジュールは、資料2のとおりでいくということですね。

(事務局)

そうです。

(部会長)

本日の第1回は、コミュニティの話はまだです。平成17年度の年次報告案とガイドブックの作成方針についてご審議いただきたいということです。

(会長)

確認したいのですが、昨年度は条例に基づいて検証しましたよね。次回の検証というのは、ある意味でボランティア的になるということですね。

つまり、条例制定時は、3年以内に検証する必要があるという討議があって、条例に附則を設けて昨年度検証していただいた。しかし、これは本来検証し続ける性格のものであるという理解のもとに、今回はややボランティア的に、条例に基づかないで検証するということですね。

(事務局)

そうです。

(部会長)

その代わり年次報告をしっかりとやるということになります。検証は5年後というか、5年以内にやります。

(会長)

だからその検証というのは、ボランティア的であるが故に、ある意味で創造性あるものになるということですね。わかりました。

(局長)

条例に再度検証を書き込むという議論もあったのですが、検証で明らかになった課題を踏まえて、5年を期間として「支援指針・推進計画」を改定して、その終了時に、検証を行うときっちり記載しておけばいいだろうということになりました。このため、「支援指針・推進計画」に、「平成22年度には、参画と協働関連施策の効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な

措置を講じます」という1文を入れました。条例を改正する必要があるれば見直すという議論もありましたので、この文言で対応するという形になりました。

ある種ボランティアといえばボランティアになりますが、「支援指針・推進計画」で、拘束されているということをご理解いただきたいと思います。

(部会長)

今回新しく入っていただいた委員の皆さんにはそのあたりを理解していただきたいと思います。

(会長)

昨年度検証して、報告書にまとめましたよね。そこで、ある種の反省というか教訓が出てきているはずですよね。それを踏まえて、例えば資料1のP2(2)地域づくり活動への支援で、財政基盤の充実等が書いてあると思います。これらは、今後、10月くらいに、参画協働課が予算要求していくという形になると思いますが、年次報告あるいは検証を、次の取り組みにどういう形で生かしているのでしょうか。

(事務局)

年次報告は、昨年度にこんなことをやりましたと紹介することが中心ですが、その中で今後の取り組み方向も記載しており、それを踏まえて新たな展開を検討しています。

例えば、平成17年度に運用を開始した「ひょうごボランティア活動支援ナビ」では、支援情報を整理して提供していますが、今後の取り組み方向として、インターネットの情報だけではなくて、具体のマッチング、個別の実物で支援していくべきではないか、そういうような方向を記載しており、平成18年度に取り組んでいるところです。

(局長)

17年度の検証で課題となった、資料3-1のP12のようなことを踏まえて、「支援指針・推進計画」に課題をいれた形で文言の修正をしました。また、検証結果は、17年度末くらいになりましたが、その過程でも課題を明らかにするなど、予算にできるだけ間に合わせるように努めました。

個々の課題でいえば、例えば「県民の視点に立った分かりやすい情報の提供と共有」が重要であるので、後ほど説明させていただくガイドブックなど、できるものはやっいていこうとしています。担い手の養成ということで、リーダー研修も今年やろうとしており、予算も要求しておりますので、18年度でやれるものはどんどんやっいていこうとしています。

(部会長)

3カ年の検証は、第6期県民生活審議会の最終回でご了承いただきました。それから議会ということも関係があるのですか。

(局長)

県議会との協議も実施しました。

15・16・17年度の3カ年の検証は、17年度内に検証結果を出さないといけませんので、17年度の事業が終了する前に、途中の段階で検証しています。15・16年度と17年度の途中まで検証をして、報告させていただいて、「支援指針・推進計画」の改定などを行いました。

今回の年次報告については、17年度全体として事業を検証して、その年次報告ということでまとめましたので、委員の方のご意見をお伺いすることになりました。

(事務局)

検証の過程でも、庁内の連絡会議を設けておりまして、今こんな状況でこんな課題があるから新しい施策をいろいろ配慮してくださいなどという、情報共有を庁内でできておりました。

検証を踏まえて「支援指針・推進計画」を改定し、その「支援指針・推進計画」に基づく新しい施策については、参画協働課ができることと、参画協働課だけではなく全部局で共通して取り組む課題がありますので、それぞれの部局で考えていただいています。その全体の総合調整的なことを参画協働課でしております。

それで18年度に予算を付けてやっている事業の体系施策をまとめたものが、参考資料2：平成18年度「参画と協働関連施策の展開方針」になります。前半部分のP1からP3までが、参画と協働で取り組む各部局の一押し施策になっています。この一押し施策は、P27以下に、今年度こんな手法で事業を進めていくということを事前に公表しています。

(会長)

参画協働課がこうして反省し課題として考えてきたことが、他の課にどんな形で影響しているのですか。

(局長)

検証がよいきっかけとなり、参画・協働条例に基づく総合検証連絡会議を設置しました。参画と協働の推進方策などを議論し、参画と協働の勉強になりました。

そこで、この会議をなくしてしまうのは惜しいということになりまして、18年度も引き続き、庁内の連絡会を継続することになりました。ただ、構成メンバーを、昨年度は、私がトップだったのですが、今年度は部長をトップにし、さらに強力に取り組んでいくことにしています。そういうことで、庁内の取り組みも、少しずつ進歩してきております。

(事務局)

後ほどの議題の先取りになりますが、資料3-2にそれぞれ個別施策の成果と課題を書いております。例えば、P114に「県民等とのパートナーシップによる維持管理」では、アドプトプログラムの事業の概要に加えて、P116に課題が書いてあります。これは、13年度から5年目を迎えていますが、確実に広がってきています。しかし、「地域によってさまざまな活動があり、希望する支援も異なるため、臨機応変に対応できる制度が求められています。このため、より県民が活動しやすい環境の提供（支援等）や従来からの地域団体だけではなく、NPO等との連携も視野に入れて検討します」とか、「道路の維持管理だけではなく、道路の維持管理をきっかけに、地域コミュニティでイベントをできるような支援方策も考えます」というように、それぞれ個々の施策のやり方について検討を加えていっています。その状況を年次報告の中でそれぞれ明らかにしています。

(事務局)

この年次報告で3年目になりますが、2年前は、担当と各部局がほとんど喧嘩腰で、記載内容の調整を行っておりました。年々、参画と協働に関する理解が進み、改善されつつあります。個別具体には申せませんが、庁内の意識、取り組みは進歩してきているというのが、私自身の実感としてあります。

(事務局)

資料3 - 1のP6以下に、17年度に検証も含めて変わってきたこと、あるいは力点を置いてやってきたことについて、それぞれの施策のポイントも含めて簡単に説明しています。

例えば、P7の上の方にあるように、いろいろな主体とネットワークしていくことが大事なので、ひょうごボランティアプラザが中心となって、市町社協との連携をどんどん深めていく取り組みをしています。また、P7の下では、情報についての課題が検証結果で明らかになりましたので、情報の提供機能を強化するために、平成17年度には、登録制度の登録の方法を簡略化した、あるいは活動支援ナビを稼働させました。

それからP8にあるように、総合政策部会で議論していただいた県民交流広場も引き続きモデル事業もやってきた、あるいはパワーアップ事業では、県としてのかかわり方としてやはり広域活動枠を設けなければならないという議論がありましたので、17年度から広域活動枠を展開したなど、平成17年度の取り組みを抽出して、まとめています。

(部会長)

年次報告(案)は、担当部局がつくるんですか、参画協働課でつくるんですか。

(局長)

担当部局がつくって、データなどを参画協働課まで送付してもらいます。

(部会長)

フォーマットがあって、出てくればそのまま貼り付けるだけでいいのですか。

(事務局)

正直に申しまして、担当部局とだいぶやりとりがあります。

(部会長)

ひとつのフォーマットにして、簡単にできるような形にすれば、負担も軽くなって、もっと他のことができるのではないですか。

(事務局)

部会長のおっしゃるとおり、フォーマットをつくって照会しております。しかし残念ながら、書かれてくる内容のレベルに差があります。われわれはこんなポイントで書いて欲しいと思っても、全然そのとおりにあがってこない部局も残念ながらあります。

そこで、参画協働課から、参画と協働の取り組みとして、こんなことはなかったかなどの助言をしたりしています。何度かやりとりをする中で、これが参画と協働なのかという意識を高めてもらっています。

(部会長)

県民局や他部局、外郭団体からいろいろ報告をいただくこともありますが、同じような内容のものもたくさんあります。確かに違うところもあるのですが、同じようなものは一本にすればいいのではないかという気がしています。それを部長さんに調整していただけたら、無駄なことが減るのではないかと考えています。やはり独自性があっていいのでしょうか。

(部長)

年次報告はできるだけ同じフォーマットで、継続的にあまり労力をかけずにできるようにした方がいいと思います。分析にもっと時間をかけた方がいいと思います。

(事務局)

年次報告に費やしている労力というのは、県庁内全体で問題意識を持っていただくための取り組みなので、ある程度は必要かと思っています。過去3年間やる中で、だいぶ変わってきたと思います。

(部会長)

すでに資料3あたりまで議論が進んでいますが、いかがでしょうか。資料1、2についてはもうそれでよろしいですね。運営等については、今年度は4回部会を開催する予定である、あと9月頃から地域コミュニティ再生につながる地域づくり活動支援施策の推進方向を議論していきます。

次の議論に進んでいますが、平成17年度「参画と協働関連施策の年次報告」(案)というのが資料3-1です。補足的に説明するところがあれば、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《平成17年度「参画と協働関連施策の年次報告」(案)について、資料3-1、3-2を使って説明》

(部会長)

年次報告について説明していただきましたが、平成17年度の年次報告は、分かりやすくするために、資料3-1の本編と資料3-2資料編に分けてあります。今日いただいたご意見を踏まえて、修正するところがあれば修正して、県民の皆さんにご意見を伺うというのは、資料編ではなく本編の方ですね。

(事務局)

基本的にはそのようになります。資料編も公表しますが、ご意見をいただけるのは本編の方が中心になると思います。

(部会長)

スケジュール的には、今日いただいたご意見を踏まえて修正して、それで県民の皆さんからご意見をいただいて、その結果をもう一度、委員の皆さん、会長に提出するというところでよろしいですか。

(事務局)
そうです。

(部会長)
委員の皆さんがこの資料を見るのは初めてですか。

(事務局)
直前ではございますが、送らせていただいております。

(部会長)
どれくらい時間に余裕があるのですか。

(事務局)
最終的には、9月頃の完成を予定しています。8月くらいに県民の方にお伺いする予定ですので、若干時間の余裕があります。

(部会長)
そうすると、委員の方にご意見をいただける時間は、1週間程度ですか。

(事務局)
そうです。1週間から10日くらいの間にご意見をいただければと思っています。

(部会長)
年次報告の資料編の方も、お手数ですがご意見をいただきたいということですね。
一昨年度作成した「地域づくり活動の事例集」がありますよね。これを年次報告の事例に生かせないのでしょうか。今年の新しい事例が出ていますが、同じようなフォーマットでつくって、足せるようにしてはいかがですか。

(事務局)
「地域づくり活動の事例集」は好評いただいておりますが、新しい事例をどのような形で積み重ねていくかは課題として持っています。この年次報告は施策の実施状況が中心になりますので、活動の方は、次の議題にあるガイドブックの関連の中で検討したいと思っています。

(部会長)
資料3 - 1のP19以降に事例があります。これは簡略化されていますが、事例集はもっと詳しいですね。

(事務局)
「地域づくり活動の事例集」は、かなり手間をかけて、全団体にインタビューに行って、ポイントは何ですかなど、インタビューしてできあがったものなので、年次報告は概略を説明している形になります。ただ、ご指摘のように、事例を積み重ねていくことは大変重要だと思っていますので、そのあたりは検討したいと思います。

(部会長)

年次報告には、17 年度に新しく生まれたものを中心にして、事例を記載してありますが、平成 16 年度の年次報告もありますよね。

(事務局)

あります。事例は記載していませんが、年次報告という形ではあります。

(部会長)

内容はどのようなのですか。

(事務局)

今回構成として変わった点は、P 18 以降に話題となった事例を載せた点です。

(部会長)

資料編の P 124 以降はどうですか。

(事務局)

基本的には同じです。16 年度にやったことか 17 年度にやったことかの違いだけです。

(局長)

統計的な資料という意味があります。3 冊持っていたらよいのですが、単年度で見た場合にも分かるようにしたいと思っています。部会長のおっしゃるように、あまりにも無味乾燥だということと分厚すぎるという指摘もありましたので、これを 2 つにして分かりやすくしたいと思います。それと事例も挙げておいたら、参画・協働というのはどういうことが分かっていたかと思って事例を載せています。

(A 委員)

そんなにたくさんの分量は必要ないと思います。たまたま東播磨の箇所を広げたのですが、別段感心するようなこともしていません。似たようなものが多いように感じます。

(B 委員)

ただ、あそこが載っているのに、うちが載っていないという場合があるのではないですか。

(A 委員)

私たちの団体の事例も載っていません。だから言うわけではないですが、施策についても抜粋して代表的なものを載せた方がよいと思います。たくさん掲載すると分量が多くなって読みにくくなります。資料 3 - 1 は薄いと思いますが、適当な分量にしないとダメですね。

(B 委員)

これはインターネットで公表されるのですか。

(事務局)

全部公開します。

(B 委員)

検索ができるので、インターネットにはたくさん載せた方がいいと思います。

(A 委員)

冊子にする場合も考えないといけません。パソコンが使えない方もたくさんいますので、そういう方のことを考える必要があります。

(部会長)

この年次報告で3回目になります。無味乾燥だから事例も少しは入れるなど、いろいろな工夫がされています。資料3 - 1は、ここだけは見てください、3 - 2の資料編は参考資料としてお使いください、というような形ですね。

(A 委員)

報告書にしても、すべての印刷物に言えることですが、やはり見ようという気持ちになるようなものでないといけません。だらだらと文章を書いたものを読んでも、やはり嫌になると思います。

(部会長)

やはり使っていただかないといけませんから、そのあたりもご意見をお伺いするようにしたらいかがですか。

(A 委員)

私も文章を書くので分かりますが、つくる方は思いがありますから、いろいろ書きたいのだと思います。しかし、見る方は、つくる方ほど心を入れて見ません。話を聞く場合とは違います。やはり文章にするのでしたら、よほど簡潔に書くことに注意しないとといけません。

(部会長)

それでは、そういうスケジュールで、10日くらいの間にご意見をよろしくお願いします。その後で、県民との意見交換を踏まえて修正したものを、会長、委員の皆さんにお渡しします。こういう手続で進めたいと思います。

それでは3番目の議題に移ります。県民向け「参画と協働ガイドブック(仮称)」と職員向け「参画と協働施策実施のガイドブック(仮称)」の作成についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《県民向け「参画と協働ガイドブック(仮称)」、職員向け「参画と協働施策実施のガイドブック(仮称)」の作成について、資料4、5を使って説明》

(部会長)

昨年度の検証の時に実施したアンケートの調査結果に基づいて、ガイドブックを作成するわけですね。今日ご意見を伺いたいポイントは、構成、盛り込む内容はこれでいいのか、ということ。あるいは、県民向けガイドブックについてですが、県民に理解しやすいものになっ

ているか、職員向けガイドブックの方は、職員にこういうことは押さえておいて欲しいというようにご意見があればいただきたいと思います。

これは、資料2にありましたが、10月頃に最終案をつくりたいということですね。今日は第1回目ですけれども、9月に予定している2回目の部会でもご審議いただけるということですね。今日はまだ、完全な原稿ではなく企画案の段階ですが、中身や構成などはこれでよろしいでしょうか。

(C委員)

県民向けガイドブックはどのように使用するのですか。

(事務局)

活用方法も含めて検討していくつもりです。例えば、地域づくり活動のさまざまなリーダー研修で使用することを想定しています。さらに、先ほどA委員からご指摘があったように、どうしたら県民に見ていただけるかも考えないといけませんので、もうちょっとコンパクトなものを別途検討することも必要かと思っています。

(C委員)

研修に参加した時に3、4冊ももらって帰るのですが、これが本当に地域の方々に届いていくのかどうかを考えると、4ページくらいにまとめたものがが必要です。

(A委員)

読みやすいものがが必要です。みんなが見ようという気持ちの起こるものにしないとダメですね。そうでないと、持って帰っても読まずに捨ててしまいます。

(部会長)

ガイドブックをどういう形で使えばいいのか、効果的であるかを考える必要があります。

(A委員)

部会長、今すぐ意見をだすのは無理です。持ち帰って検討させて欲しいと思います。

(部会長)

次回の9月まで期間があります。委員の皆さんの宿題にしておきます。本日は、準備している企画案に基づき、ガイドブックを2種類つくりたい、ついてはご意見をいただきたいということです。

実をいいますと、職員向けは公表するものではない、研修所でやればいいのかと事務局に言ったのです。今さら、このレベルを職員に対して研修しなければならないのかという気がします。職員がこれだったら県民もできないのではないかと思います。

事務局では、職員に対するアンケート調査結果では、参画と協働の手法の導入に努めた県職員は2割程度しかいないわけですから、それではいけないので、積極的に職員にも啓蒙したいということでした。

(A委員)

県職員も、県民であることは確かです。ですから、例えば、普通の県民が5しか見なかったら、職員は代表的県民として、10見てもらうというように、同じもので見てもらってもいいわけです。その上で、詳しく知りたい人は、解説をつけているので見てくださってもいいのではないのでしょうか。

県職員だから、倍勉強してもらわないといけないこと自体おかしいと思います。立場の違いはあっても、やっぱり同じ県民としての生活もあるのですから。ただ、県民が70%くらいマスターしないといけない立場としたら、100%マスターしてもらうような努力をしてもらったらいいのではないかと思います。

(部会長)

家に帰ってまで県の職員である必要はないわけですが、昼間はやはり県の職員として、こういうことに取り組まなければいけない。問題は、そういう人たちが2割程度しかいなかったということです。

(A委員)

それはやはり、参画・協働条例ができたばかりで、県の宣伝もできていなかったからではないのでしょうか。今はやはり条例ができた時と違うと思いますし、そう思いたいです。

(部会長)

今日の段階では、こういった2種類のガイドブックをつくりたいと考えている、9月には集中的に議論いただいて、最終的な形は10月の3回目の部会で決めたいということです。ですから、今日はお持ち帰りいただいて、とりあえずご検討いただければと思っています。

(事務局)

お気づきの点がありましたら何でもおっしゃってください。

(D委員)

このガイドブックをどういうふうにするのか、何のために作るのかは、2通りあると思います。

1つは、読んだら参画と協働が理解できる、という読み物にすることです。もう1つは、何となく参画と協働に関心があって、何かやってみたいなと思っている方に向けてや、いろんな市民グループが県と協働するためにはどうしたらいいのかなど、とにかく足がかりになるものにするということです。その辺の役割をもう少し明確にした方がよいと思います。両方なんでも入っていると、厚くなるだけで、読みにくいと思います。

それと、毎年改定していくような性格のものなのか、5年に1回くらい出すイメージなのか、どうなのでしょう。

私が何となく頭に描いているのは、震災復興の際に、(財)阪神・淡路大震災復興基金が毎年出していた「基金事業のごあんない」です。あれは毎年改定されていって、割と使いやすくて参考になりました。

(A 委員)

しかし、毎年改定するとかしないとかは決められないと思います。今のような世の中の動きでしたら、その時期に応じて変えざるをえなくなるというような、社会的な動きがあるかと思っています。

昨年はそんなに深刻に思っていなくても、何かの事象が起きたら、視点を変えなければならぬことが、必ず起きてくるので、やはり流動的にしておかないといけないと思います。

(部会長)

まだご発言されていない方はいかがでしょうか。

(E 委員)

世の中の変化のテンポは早いので、変化に対応できるようにする必要があります。

それと、今回のガイドブックにもあるように、分かりやすく的確な情報提供というのは大きな役目の1つだと思います。

参画と協働で一番大きなテーマは、シニアだと思っています。退職したシニアの経験や実績や知見と、これから担っていく若い人たちの感性が、上手く融合したり調和したりできるような、経験者の担い手や若い担い手に向けて出せるようなものをつくっていただきたいと思っています。

(F 委員)

皆さんのおっしゃるように、ガイドブックはできるだけコンパクトに分かりやすくしていただきたいと思っています。

企業の立場でいうと、企業と地域の住民・県民と交流し、参画・協働していけるようなスタンスが必要です。例えば、三つ星ベルトさんは非常に住民と密接な関わりを持っていて、地域に根ざした企業と言えます。災害時など、いざというときに対応できるようにするためにも、普段からのコミュニケーションをとって密接なつながりを持っています。

県民と県民という立場もありますが、企業として周りの住民とどう関わっていくかを考え、何か示していければと思っています。

(G 委員)

私は、コミュニティづくり、コミュニティのコーディネートに日々取り組んでいます。コミュニティは、人の気持ちのよいところからできるので、家の遠い近いは関係なく、信頼やつながりがコミュニティだと思っています。

お互いに気持ちよいところで、支え合うという視点からいうと、小学校区のコミュニティでは、あまりにも狭すぎて、私は息苦しく思っています。大きい支援や小さい支援が身近にあればよいと思います。

ガイドブックについては、また地域づくりをしたいと思っている団塊の世代の方が、なるほどと納得するような内容であって欲しいと思いました。また、軽く地域づくりに関わりたいと思っている方にとっては、簡単なもの、これら両方あったらよいと思いました。

職員向けのガイドブックについてですが、私は、丹波の森公苑と協働しているのですが、費用の問題について疑問があります。職員の方は給料をもらっていて、住民は自分の費用で参画しています。職員の方も分かっていると思いますが、ちょっと引っかけます。参画と協働と

というのは素晴らしいですが、最後には住民の自立ということを念頭に置いて進めることが大事だと思いました。

参画と協働でやるイベントは2つに分かれます。趣味的なもの、生涯学習とか心の栄養になるような価値観のものがあると思います。できれば、趣味ではなく、生きる心の糧になるような参画と協働であって欲しいと思います。

やはり行政の方と住民の信頼感や誠心誠意というものがお互いに大事だと思います。

(A委員)

そのために、今パワーアップ事業をはじめ、いろいろな支援施策を講じているわけです。お仕事として施策を広げていく人たちは、やはり仕事だから給料をもらわないと仕方がないと思います。自分たちのためにする人は、したいと思うことをするのですから、活動の対価は地域がより良くなることであって、無償でも仕方がないと思います。

(部会長)

今日皆さんにお願いしたいのが、平成17年度「参画と協働関連施策の年次報告」(案)について、10日くらいの間にご意見をいただきたいと思っています。事務局の方からご連絡します。

2種類のガイドブックについては、時間的に余裕がありますので、9月にもう少し詰めた審議をいただいて、10月の完成予定というスケジュールで進めていきたいと思っています。

それでは進行を事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。

最後に県民政策部長より閉会のご挨拶を申し上げます。

(部長)

熱心なご審議ありがとうございました。

県が作成する冊子類は、読む気が起こるものというのは大切です。また、こういうガイドブックには、一番大事なことは書けないものです。ノウハウについては、公式のものにしてしまうと、本当のノウハウが書けなくなってしまいます。本当のノウハウは、ここに書いてあることではないだろうと思っています。一般的なことをどうしても書いてしまうので、説教されているような気になります。

参画協働課長の引継ぎメモなどがすごく値打ちがあるノウハウだと思います。例えば、「担当係長のレシピ」というように本音に近い部分をうまくまとめるなど、短いけれども、使えるもの、活動している人や担当職員が隠れて読むようなガイドブックになるように努力したいと思います。ガイドブックの作成は奥が深いので、いろいろなことを考えて、英知を結集して工夫したものをつくってみたいと思っています。

今日聞いただけでも大変参考になりましたので、ぜひ事務局の方に頑張ってもらいたいと思います。

本日は、遅い時間まで長時間ご審議いただき、ありがとうございました。

閉会